

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7 - 52	プリンター

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H5 - 0	一	その他の電子計算機等:定期券発行機
H5 - 0A	一	その他の電子計算機等(床置き型)
H5 - 0B	一	その他の電子計算機等(卓上型)
H5 - 450	全	電子計算機用データ出力機
H5 - 450A	全	電子計算機用データ出力機(床置き型)
H5 - 450B	全	電子計算機用データ出力機(卓上型)
H5 - 451	全	電子計算機用図機 : エクスワイプロッター、自動製図器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7 - 53	複写機
H7 - 54	ファクシミリ等
J3 - 41	写真用プリンター及び写真用現像機
J5 - 00	その他の自動販売機及び自動サービス機
J7 - 360	医療用撮影機及び関連機械器具
K0 - 2200	印刷機、印刷具等
F2 - 22600	ラベル印字器

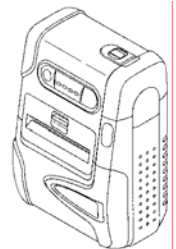
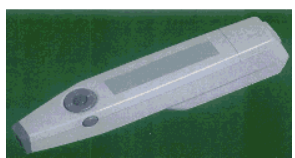
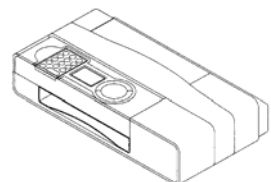

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
プリンター	電子計算機用プリンター	電子計算機用データ印字機
鉄道用乗車券発行機	航空券発行機	エクスワイプロッター
自動製図機		

定義

電子計算機等で作成した電子情報を印刷して電子計算機外へ出力する機器。
汎用性のあるものに限る。
電子計算機能のない発券機、発行機等を含む。
医療用のプリンター等、専用性の高いものは含まない。

Dタームを付与しないもの(携帯型など)

<p>登録 1105998</p> <p>携帯プリンター</p> 	<p>登録 1150301</p> <p>ラベル印字機</p> 	<p>登録 1143199</p> <p>プリンタ</p> 	<p>登録 1184435</p> <p>デジタルフォトプリンター</p> 
--	---	--	---

A: 床置型

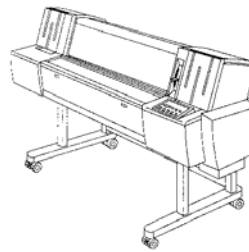
登録 1086525

プリンター



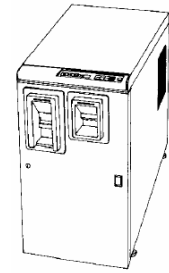
登録 1141252

電子計算機用プリンタ



登録 916290

鉄道用乗車券発行機



B: 卓上型

登録 1171365

プリンタ



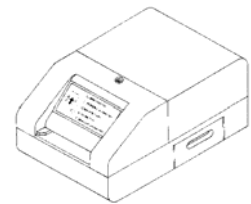
登録 01150100

電子計算機用プリンター



登録 01149966

事務用プリンタ



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

複数の紙データ入出力機能を持つものの関係

基本的に、主たる機能と形状に基づき分類する

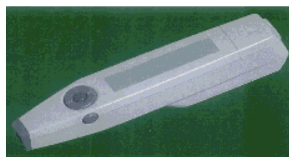
- ・スキャナー機能のみのもものはH7 - 51(スキャナー)
- ・プリンター機能のみのもものはH7 - 52(プリンター)
- ・複写機能のみのもものはH7 - 53(複写機)
- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能を持つものは、H7 - 53(複写機)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載がなく、複写機能を具備しているか否か不明のものについては、殆どの「スキャナー付きプリンター」が複写機能を具備するものであり、また、H7 - 52(プリンター)よりもH7 - 53(複写機)に分類されているものの形状に近いことから、願書及び添付図面において特に複写機能について言及されていなくても、複写機能を具備するものとみなし、H7 - 53(複写機)に分類する。
- ・ファクシミリ機能のみのもものはH7 - 54(ファクシミリ)
- ・プリンター機能、スキャナー機能、ファクシミリ機能を持つものは、H7 - 54(ファクシミリ)

ラベルプリンターについて

- ・原稿から文字等をスキャンして印刷するものは、H7 - 52(プリンター)。
- ・操作部(キーボードに類するもの)のあるものはF2 - 22600(ラベル印字機)。

H7-52

登録 1150301 ラベル印字機



F2-22600

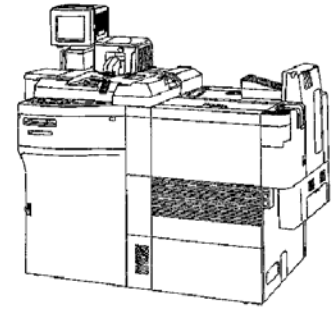
登録 01131637 ラベルプリンター



写真用プリンター及び写真用現像機との関係

- ・写真用現像機はJ3 - 41(写真用プリンター及び写真用現像機)
- ・フィルムを使用するものはJ3 - 41
- ・デジタルカメラに接続して、
画像を直接プリントするものは、H7 - 52(プリンター)

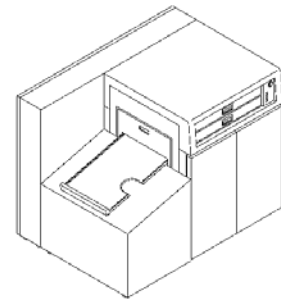
J3 - 41 登録 1075177 写真焼付現像機



印刷機との関係

- ・凸版印刷機等の印刷機はK0 - 2200(印刷機、印刷具等)。
- ・物品名が「印刷機」であっても、
ネットワーク等を通じて受信したデータをプリントするものは、
H7 - 52(プリンター)

K0-2200 登録 1150469 印刷機



医療用プリンター、現像機との関係

- ・CTスキャナ、MRI、超音波診断装置などの医療用診断装置の
電気信号による診断画像をプリント出力する機器は、
医療用の用途(専用性)を優先して、
J7 - 360(医療用撮影機及び関連機械器具)
- ・医療用の診断画像等を印刷、現像する機器も、
J7 - 360(医療用撮影機及び関連機械器具)
- ・汎用性のあるプリンターは、H7 - 52(プリンター)

J7-360 登録 1169818

医療用画像記録機



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
